監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年2月21日

神奈川県監査委員村 上 英 嗣同吉 川 知惠子同中 家 華 江同しきだ 博 昭同松 本 清

1 措置の対象となった監査の結果

令和5年10月10日神奈川県監査委員公表第19号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち議会局、教育委員会、監査事務局及び公安委員会を除く74か所(既報告の17か所を除く。)に係る132事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

監査実施		切争項文は安以告争項	
新 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
	△和『年 0月	(西北芝東西)	
知事室	令和5年8月		要7. 学表写 () · 一 · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	,	政策局知事室において、叙勲	
			競争性、透明性を確保するため、
	和 5 年 7 月 12	て、一括して発注することが可	令和6年度の契約から一括して発
	日職員調査)	能であったのに、春と秋の業務	注することとした。
		実施の都度発注を行い、いずれ	
		も予定支出総額が100万円を超え	
		ないことから、見積合せにより	
		随意契約を行っていた。	
		(以下令和5年10月10日神奈川	
		県監査委員公表第19号中、第7	
		監査の結果3(1)アのとおり)	
いのち・未	令和5年8月	(不適切事項)	
来戦略本部	30日(令和5	財産管理事務において、県が	不適切事項については、年間の
室	年7月6日及	所有する育成者権(農産物、県	管理計画を立て、グループ内で共
	び同月7日職	の持分2分の1)について、こ	有していたものの、定期的に関係
	員調査)	れを維持することを企図してい	職員で確認しあう体制がなかった
		たにもかかわらず、種苗法第45	ことによるものである。
		条第6項に規定される期限まで	これを受け、執行依頼の時期や
		 に登録料を納付しておらず、同	納付期限を複数の職員で確認する
		条第7項の規定に基づき追納し	体制を強化することにより再発防
			止に取り組み、適正な事務執行に
	ı		

		0.百の担党に甘べた泊姉に坐た	ないよう
		8項の規定に基づき追納に当た	労める。
		り納付しなければならない割増	
		登録料36,000円のうち県の持分	
		に相当する18,000円を負担して	
		いた。	
総務室	令和5年8月	(不適切事項)	
	30日及び同年	1 予算の執行において、シス	不適切事項については、次のと
	9月21日(令	テムLiny利用料1,320,000	おり措置した。
	和5年7月6	円の執行に当たり、「(節)	1 予算の執行については、所属
	日職員調査)	使用料及び賃借料」とすべき	の執行科目の理解が不足してい
		ところ、「(節)負担金、補	たことによるものである。
		助及び交付金」で執行してい	今後は、このようなことがな
		た。	いよう、執行科目に疑義が生じ
		2 契約事務において、第26回	た場合は、会計局への財務相談
		参議院議員通常選挙に係る選	のほか、過去の事例を踏まえて
		挙公報の印刷請負契約(単価契	執行科目を確認し、起案に根拠
		約・支払額120,774,887円)に	資料を添付することにより再発
		ついて、予定価格が3,000万円	防止に取り組み、適正な事務執
		以上であったことなどから、	行に努める。
		「地方公共団体の物品等又は	
		特定役務の調達手続の特例を	県財務規則運用通知に対する理
		定める政令」の規定が適用さ	解が不足していたことによるも
		れる契約(以下、「特定調達	のである。
		契約」という。)に係る入札	今後は、このようなことがな
		手続を行ったが、入札説明書	いよう、本件の誤りの内容を所
		の入札金額の記載方法を誤っ	属で共有し、関係規定の確認を
		たことにより入札が中止とな	徹底することにより再発防止に
		った後、緊急性があるとして	取り組み、適正な事務執行に努
		実施した随意契約の締結に当	める。
		たり、神奈川県財務規則運用	
		通知に定める見積合せを省略	
		できる要件に該当しないにも	
		かかわらず、一者随意契約に	
		より契約を締結していた。	
自治振興部	令和5年8月	(不適切事項)	
市町村課	30日及び同年	予算の執行において、第26回	不適切事項については、執行科
		参議院議員通常選挙に係るイン	
		ターネット広告等配信業務委託	
	日職員調査)		今後は、このようなことがない
		行に当たり、「(節)委託料」	よう、節の考え方について改めて
			整理し、所属研修等の機会を通
		費」で執行していた。	じ、執行科目の理解の徹底を図る
		頁」 C サクモ 1 し C v '/ニo	ことにより再発防止に取り組み、
			適正な事務執行に努める。

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

		切事項又は安以善事項	T
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県横	令和5年4月	(不適切事項)	
	27日(令和5		- 不適切事項については、進行管
	年3月2日、		理が不十分であったことによるも
センター		総額3,568,400円、契約期間:令	
			〜 今後は、このようなことがない
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			よう、執行・支出の管理表に契約
	査)		締結日も併せて記載し、複数の職
			員による確認体制を強化すること
		づき同月30日までに契約すべき	により再発防止に取り組み、適正
		ところ、同年5月6日に締結し	な事務執行に努める。
		ていた。	
神奈川県県	令和5年4月	(不適切事項)	
央地域県政	28日(令和5	1 支出事務において、厚木合	不適切事項については、次のと
総合センタ	年3月6日か	同庁舎昇降機保守点検業務委	おり措置した。
_	ら同月9日ま	託契約(契約額495,000円)に係	1 支出事務については、進行管
	で職員調査)	る令和4年4月分の支払額	理が不十分であったことによる
		41,250円について、契約で定	ものである。
		められた期限までに支払を行	今後は、このようなことがな
		っていなかった。	いよう、請求書の収受や処理状
		2 工事事務において、令和3	況、原義の所在を確認できるチ
		年度伊勢沢林道過年災害復旧	エックリストを作成し、複数の
		工事(公共)ほか1件の変更	
		設計額の積算に当たり、変更	
		で追加した仮設の敷鉄板の運	
		搬費について、往復分を計上	
		すべきところ、誤って片道分	
		のみを計上して積算していた	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		ため、変更後の設計額(計	
		58,414,400円)が133,100円過	事項を十分理解しておらず、確
		小であった。その結果、変更	
		後の契約額(計54,468,700円)	
			ある。
		が128,700円過小であった。	今後は、このようなことがな
		3 財産管理事務において、第	
		二種電柱1本及び支線1条に	めて所属職員に周知し、設計業
		係る行政財産の使用許可につ	務研修を実施するとともに、複
		いて、事業者が許可申請せず	
		に設置していることを設置か	
		ら10年以上経過した令和4年	み、適正な事務執行に努める。
		10月に認識したため、不当利	
		得返還請求権に基づく使用許	
		可前の期間に係る使用料相当	漏れを発見したことによるもの
		額86,429円のうち52,929円に	であり、過去において現地確認
		ついて、事業者の消滅時効援	が不十分であったことによるも

用により徴収できなかった。 のである。 4 歳計外現金事務において、 今後は、このようなことがな 中高年ホームファーマー事業 いよう、許可申請が必要な施設 が存在しないかを確認する水路 の体験研修指導謝礼金に係る 所得税及び復興特別所得税1 パトロールに加え、許可申請が 件、490円について、法定納期 必要な施設の存在有無の確認に 限内に納付を行っていなかっ 特化した踏査を実施するなど、 現地確認を強化することにより た。 再発防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。 4 歳計外現金事務については、 担当職員の離職はあったもの の、組織として進行管理を行っ ていなかったことによるもので ある。 今後は、このようなことがな いよう、歳計外現金の払出につ いては、グループウェアのスケ ジュール機能を用いた課内職員 による相互チェックや、疑義が 生じた場合の積極的な声掛けの 実施により確認体制を強化して 再発防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。

(2) 総務局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項			
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月	(不適切事項)	
	30日(令和5	1 支出事務において、次のと	不適切事項については、次のと
	年7月10日職	おり誤りがあった。	おり措置した。
	員調査)	(1) 追録代ほか1件、33,737	1 支出事務については、次のと
		円について、政府契約の支	おりである。
		払遅延防止等に関する法律	(1) 追録代ほか1件の支払遅延
		に定められている期限まで	については、支払期限及び支
		に支払を行っていなかっ	払手続の完了に係る確認が不
		た。	十分であったことによるもの
		(2) 令和4年度分NHK放送	である。
		受信料1件、282,084円につ	今後は、このようなことが
		いて、支払期限までに支払	ないよう、支払期限の早見表
		を行っていなかった。	を作成し支払日の誤認を防ぐ
		(3) タクシー利用料(1件、	ほか、支払手続完了について
		17,520円)について、予期	は、会計システムの決裁者だ
		できた経費であったため、	けでなく担当者においても確
		資金前渡により支払うべき	認するなど、複数の職員によ
		ところ、職員が立て替えて	る確認体制を強化することに

		支払っていた。	より再発防止に取り組み、適
		2 契約事務において、県有財	正な事務執行に努める。
		産(普通財産)における敷地	(2) 令和4年度分NHK放送受
		等除草業務委託に係る変更契	信料の支払遅延については、
		約 (変更後契約額4,802,600	支払確定処理の完了確認が不
		円)について、契約相手方に	十分であったことによるもの
		対し変更契約書へ記名押印を	である。
		求めるべきところ、記名のみ	今後は、このようなことが
		で押印をさせていなかった。	ないよう、手続期間内に支払
		CITED & CONSTRUCTOR	確定処理の完了確認を徹底す
			るとともに、会計システムの
			決裁者だけでなく担当者にお
			いても確認するなど、複数の
			職員による確認体制を強化す
			ることにより再発防止に取り
			組み、適正な事務執行に努め
			る。
			(3) タクシー利用料を職員が立
			て替えて支払っていたことに
			ついては、担当者が処理方法
			を誤ったほか、決裁過程にお
			ける確認が不十分であったこ
			とによるものである。
			今後は、このようなことが
			ないよう、経理担当グループ
			内で注意すべき点を共有する
			とともに、決裁の過程におい
			て複数の職員による確認を徹
			12 12 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
			底することにより再発防止に
			取り組み、適正な事務執行に
			努める。
			2 契約事務については、受領し
			た契約書に対する確認が不十分
			であったことによるものであ
			る。
			今後は、このようなことがな
			いよう、経理担当グループ内で
			注意すべき点を共有するととも
			に、総務室及び事業所管所属の
			複数職員による確認体制を強化
			することにより再発防止に取り
			組み、適正な事務執行に努め
			る。
デジタル部	令和5年8月	 (不適切事項)	·••
	30日 (令和5		 不適切事項については、次のと
	年7月14日職	年度第1回神奈川県データ統	わり疳直した。

	D - 10	A > 1,111/1 - Ha dep 1,6 1	
	員調査)	合連携基盤の整備に係る検討	
		会の委員報酬90,000円につい	理が不十分であったことによる
		て、あらかじめ定めた支払期	-
		限までに支払を行っていなか	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		った。	いよう、タスク登録や履行確認
		2 契約事務において、神奈川	管理表により進行管理を行うと
		県マイナンバーカード交付申	ともに、複数の職員による確認
		請支援会場運営業務委託契約	体制を強化することにより再発
		(契約額8,049,195円) につい	防止に取り組み、適正な事務執
		て、受託者による第三者への	行に努める。
		再委託に当たり、契約で定め	2 契約事務については、組織と
		られた書面による事前の承認	して必要書類の確認体制が機能
		を行っていなかった。	していなかったことによるもの
		· · ·	である。
			今後は、このようなことがな
			いよう、履行確認管理表に再委
			託の項目を追加し、複数の職員
			による確認体制を強化すること
			により再発防止に取り組み、適
			正な事務執行に努める。
財政郊税教	令和5年8月	 (不適切事項)	正な事物が同じ方のも。
指導課	30日(令和5		 不適切事項については、担当者
担守床		度自動車税種別割納税通知書再	
	日本 月21日 版	発付等データ印字等業務委託契	
	貝剛鱼/		備があったことが所属内において
			正しく伝達・共有されず、未処理
			のまま放置されてしまったことに
		ータ印字等業務分880,563円について、初めで字はられた期間よ	-
		いて、契約で定められた期限ま	今後は、このようなことがない
		でに支払を行っていなかった。	よう、履行確認の徹底を行うとと
			もに、総務室へ提出した執行書類
			の戻り及び支払期限を記録するな
			ど、情報共有を徹底することによ
			り再発防止に取り組み、適正な事
日子会 ツ !	A 4	(務執行に努める。
	令和5年8月		
財産経営課	30日(令和5		
	年7月18日職		川県県有財産規則の運用につい
	員調査)		て」第26条関係第3項の規定の趣
		育施設として平塚市がセンター	
			扱要領第16条を見直し、分校設置
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	のための施設の使用について、使
			用許可を要しない場合として同条
			第3号に追加することとし、令和
		に使用させる場合に該当すると	5年11月7日に同要領を改正・施
		して使用許可を行っていなかっ	行した。

たが、行政財産の使用許可取扱 要領第16条では、使用許可を必 要としない場合が限定列挙され ているところ、分校設置のため の施設の使用はこれらのいずれ にも該当しておらず、事務処理 が適切を欠く結果となってい た。 (以下令和5年10月10日神奈川 県監査委員公表第19号中、第7 監査の結果3(2)アのとおり)

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県自	令和5年8月	(不適切事項)	
動車税管理	30日 (令和5	契約事務において、産業廃棄	不適切事項については、担当者
事務所	年2月9日職	物の収集運搬及び処分業務委託	の会計局長通知に対する理解が不
	員調査)	契約ほか1件 (概算総価額計	足していたことに加え、決裁過程
		65,604円)の締結に当たり、会	におけるチェック機能も働いてい
		計局長通知による契約書作成日	なかったことによるものである。
		の特例に該当しないにもかかわ	今後は、このようなことがない
		らず、契約締結日である令和4	よう、所属として通知に対する正
		年5月12日又は同年6月14日か	しい理解を共有するとともに、決
		ら遡及して、同年5月1日又は	裁の過程において、複数の職員に
		同年6月1日から契約の効力が	よる確認体制を強化することによ
		生じることとしていた。	り再発防止に取り組み、適正な事
			務執行に努める。

(3) くらし安全防災局

一个/1/1/以内(平月 機関 じ 節 の り 4 亿				
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容		
総務室	令和5年8月	(不適切事項)			
	22日及び同年	1 予算の執行において、次の	不適切事項については、次のと		
	9月22日(令	とおり誤りがあった。	おり措置した。		
	和5年6月15	(1) 気象庁との情報システム	1 予算の執行については、次の		
	日職員調査)	共同利用に係る負担金収入	とおりである。		
		1件、208,032円について、	(1) 気象庁との情報システム共		
		(款) 諸収入(項)負担交	同利用に係る負担金収入につ		
		付収入(目)総務負担交付	いては、執行科目に対する理		
		収入(節)安全防災費負担	解が不足していたことによる		
		交付収入で収入すべきとこ	ものである。		
		ろ、(款)使用料及び手数	今後は、このようなことが		
		料(項)使用料(目)総務	ないよう、本件誤りの内容を		
		使用料(節)安全防災費使	所属内で共有し、関係規定の		
		用料で収入していた。	理解向上を図ることにより再		
		(2) 被災地派遣職員の旅費に	発防止に取り組み、適正な事		

係る負担金収入17件、 1,884,594 円 について、 (項)負担交付収入(目) 総務負担交付収入(節)総 務費職員費負担交付収入で 収入すべきところ、(項) 雑入(目)雑入(節)総務 費雑入で収入していた。

- 2 契約事務において、救命情 報システム運営事業委託契約 (契約額9,676,890円) につい て、契約期間の開始日が令和 4年4月1日であるため、会 30日までに契約すべきとこ ろ、同年5月6日に締結して いた。
- 3 財産管理事務において、被 災者用民間賃貸住宅借上のた めの賃貸借契約に基づく敷金 11件、1,435,000円について、 神奈川県財務規則の規定に反 し、債権管理表を作成してお なかった。

務執行に努める。

(2) 被災地派遣職員の旅費に係 る負担金収入については、執 行科目に対する理解が不足し ていたことによるものであ り、令和5年11月22日に歳入 科目を新設した。

今後は、このようなことが ないよう、本件誤りの内容を 所属内で共有し、関係規定の 理解向上を図ることにより再 発防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。

計局長通知に基づき同年4月2 契約事務については、進行管 理が不十分であったことによる ものである。

> 今後は、このようなことがな いよう、事業課と総務室の経理 担当での進行管理表の共有を徹 底し、複数の職員による確認体 制を強化することにより再発防 止に取り組み、適正な事務執行 に努める。

らず、債権として管理してい 3 財産管理事務については、 被災者用民間賃貸住宅借上のた めの賃貸借契約に基づく敷金は 債権でないと整理していたこと によるものであり、令和6年1 月12日に債権管理表を作成し た。

> 今後は、債権として適切に管 理することにより再発防止に取 り組み、適正な事務執行に努め

管理防災課

防災部危機 令和5年8月 (不適切事項) 22日(令和5 員調査)

支出事務において、デジタル び同月20日職 紙代) 1件、1,850円について、 前渡金精算報告が3月を超えて 遅れていた。

不適切事項については、進行管 年6月19日及|簡易無線局包括登録申請料(印|理が不十分であったことによるも のである。

> 今後は、このようなことがない よう、前渡金の受領、支払、精算 報告のスケジュールを進行管理表 により管理し、複数の職員による 進行管理の確認体制を強化するこ とにより再発防止に取り組み、適 正な事務執行に努める。

防災部消防	令和5年8月	(不適切事項)	
保安課	22日(令和5		- 不適切事項については、進行管
		7 77 71 10 11 11 11 11 11 11	理が不十分であったことによるも
	び同月16日職	定される製造のための施設等の	のである。
	員調査)	変更許可1件(標準処理期間13	今後は、このようなことがない
		日)について、申請書を受理し	よう、本件遅延の内容を所属とし
		た後に事務処理を失念したた	て共有し、申請書等の受付記録簿
		め、許可が3月を超えて遅れて	の確認について当該年度の全ての
		いた。	処理が終了するまで確認を継続す
			ることを徹底するとともに、定期
			的に申請書の現物確認を行うこと
			により再発防止に取り組み、適正
			な事務執行に努める。
くらし安全	令和5年8月	(不適切事項)	
部くらし安	22日 (令和5	予算の執行において、犯罪被	不適切事項については、神奈川
全交通課	年6月21日職	害者等生活資金貸付金(貸付額	県財務規則等の根拠の十分な確認
	員調査)	300,000円)の貸付決定につい	を行わず、また、経理担当にも相
		,,,,	談しなかったことによるものであ
		基づき、総務室長が決裁すべき	る。
		ところ、これに反し、くらし安	今後は、このようなことがない
		全部長が決裁していた。	よう、事務手続の流れを明文化し
			て共有するとともに、事案対応時
			には早期段階から経理担当との連
			絡を密にし、同規則等の根拠を正
			確に確認することにより再発防止
			に取り組み、適正な事務執行に努
			める。

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県総	令和5年7月	(不適切事項)	
合防災セン	20日 (令和5	物品管理事務において、プー	不適切事項については、購入時
ター	年3月22日職	ル清掃用ロボット(1点、価格	点(平成6年7月)で備品台帳へ
	員調査)	824,000円)が備品台帳に記載さ	の記載を行わなかったことに加
		れていなかった。	え、記載漏れについてのチェック
			機能も働いていなかったことによ
			るものであり、令和5年6月20日
			に備品台帳に記載した。
			今後は、このようなことがない
			よう、備品購入の時点での備品台
			帳への記載について、複数の職員
			による確認を徹底することにより
			再発防止に取り組み、適正な事務
			執行に努める。

(4) 国際文化観光局

本庁機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月	(不適切事項)	
	22日 (令和5	契約事務において、令和4年	不適切事項については、落札者
	年6月27日職	度元神奈川県国際研修センター	以外の者を含めた3者による契約
	員調査)	(ドーミー二俣川)設備維持管	を締結することが適切ではないこ
		理点検業務委託契約(契約額	とを理解していなかったことによ
		3,883,000円) について、一般競	るものである。
		争入札により落札者を決定して	今後は、このようなことがない
		いたにもかかわらず、業務の一	よう、同様の事案が生じた場合に
		部を履行できなくなったことに	は、3者による契約以外の適切な
		より、当該落札者以外の者を含	方法で契約を締結することを周知
		めた3者による契約を締結して	徹底することにより再発防止に取
		いた。	り組み、適正な事務執行に努め
			る。
国際課	令和5年8月	(不適切事項)	
	22日 (令和5	契約事務において、令和4年	不適切事項については、落札者
	年6月27日職	度元神奈川県国際研修センター	以外の者を含めた3者による契約
	員調査)	(ドーミー二俣川)設備維持管	を締結することが適切ではないこ
		理点検業務委託契約(契約額	とを理解していなかったことによ
		3,883,000円) について、一般競	るものである。
		争入札により落札者を決定して	今後は、このようなことがない
		いたにもかかわらず、業務の一	よう、同様の事案が生じた場合に
		部を履行できなくなったことに	は、3者による契約以外の適切な
		より、当該落札者以外の者を含	方法で契約を締結することを周知
		めた3者による契約を締結して	徹底することにより再発防止に取
		いた。	り組み、適正な事務執行に努め
			る。

H) 11/01/01/01		297 チ・ス入16女以口 チ・ス	
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県パ	令和5年6月	(不適切事項)	
スポートセ	28日 (令和5	契約事務において、複写サー	不適切事項については、契約書
ンター	年4月21日職	ビスの契約2件(契約期間:令	作成時における、所属としての確
	員調査)	和4年4月1日から令和7年3	認体制が不十分であったことによ
		月31日まで)の締結に当たり、	るものである。
		契約日が令和4年4月19日及び	今後は、このようなことがない
		令和4年4月21日であるにもか	よう、契約の効力に係る遡及事項
		かわらず、契約の効力について	の設定を含め、適正な契約書の作
		遡及条項を設けることなくその	成について、複数職員による確認
		効力を遡及させていた。	を行うことにより再発防止に取り
			組み、適正な事務執行に努める。

(5) スポーツ局 出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
	令和5年6月	(不適切事項)	
	26日(令和5		 不適切事項については、次のと
ンター			
79-	年3月15日及		-
	び同月16日職		1 支出事務については、請求書
	員調査)	定日までの支出手続を行って	
		いなかった。これにより、前	
		渡金受領職員公共料金口座の	
		残高不足が生じたため、同年	
		2月分の公衆無線LANイン	
		ターネット接続料3,520円が支	いよう、進行管理表に請求書の
		払期限より後に支払われるこ	収受予定日を追記するなどの見
		ととなった。	直しを行い、複数の職員による
		2 契約事務において、次のと	確認体制を強化することにより
		おり誤りがあった。	再発防止に取り組み、適正な事
		(1) 折りたたみプールフロア	務執行に努める。
		4 台の購入(予定価格	2 契約事務については、次のと
		352,000円)に当たり、神奈	おりである。
		川県財務規則運用通知に定	(1) 契約方法の誤りについて
		める見積合せを省略できる	は、神奈川県財務規則運用通
		要件に該当しないにもかか	知に対する理解が不十分であ
		わらず、一者随意契約を行	ったことによるものである。
		っていた。	今後は、このようなことが
		(2) 令和4年度かながわパラ	ないよう、「予定価格による
		スポーツ推進強化事業業務	随意契約・入札執行等早見
		委託ほか3件(契約額計	表」を執行書類に添付し、複
		31,401,000円) について、	数の職員による確認体制を強
		平成20年3月28日付け会計	化することにより再発防止に
		局総務課長通知に反し、予	取り組み、適正な事務執行に
		定価格が100万円を超える随	努める。
		意契約であったにもかかわ	(2) 契約結果の未公表について
		らず、契約結果を公表して	は、担当者に任せきりで所属
		いなかった。	としての確認が不十分であっ
		3 財産管理事務において、都	たことによるものであり、令
		市ガス供給のためのガバナ施	和5年3月17日に契約結果の
		設に係る行政財産の使用許可	公表を行った。
		について、設置当初は所属の	今後は、このようなことが
		みにガスを供給していたため	ないよう、主任、副主任の役
		許可が不要であったが、その	割分担を明確にし、複数の職
		後、所属以外の近隣需要家へ	員による確認体制を強化する
		もガスを供給するようになっ	ことにより再発防止に取り組
		たことに気付かず、近隣需要	み、適正な事務執行に努め
		家への供給開始から10年以上	る。

経過した令和3年7月にこの ことを認識したため、不当利 得返還請求権に基づく使用許 可前の期間に係る使用料相当 額1,185,582円のうち784,222 円について、事業者の消滅時 効援用により徴収できなかっ た。

経過した令和3年7月にこの 3 財産管理事務については、管 ことを認識したため、不当利 理する財産の確認が不十分であ 得返還請求権に基づく使用許 ったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、許可事項の内容を変更する場合は規定に基づき必要な手続を行うよう事業者へ指示するとともに、定期的に事業者に使用状況を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

(6) 環境農政局

一个月 饿倒	: 認められた小造	i切事項又は要改善事項	
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月	(不適切事項)	
	8日(令和5	1 支出事務において、脱炭素	不適切事項については、次のと
	年6月19日職	社会の実現に向けた普及啓発	おり措置した。
	員調査)	ツール作成等業務委託に関す	1 支出事務については、執行事
		るプロポーザル方式審査会に	務の進行管理が不十分であった
		係る報償費3件、54,000円に	ことによるものである。
		ついて、支払が履行確認後3	今後は、このようなことがな
		月を超えて遅れていた。	いよう、作成している進行管理
		2 契約事務において、かなが	表を十分活用し、複数の職員が
		わ環境整備センター汚泥処理	進捗状況について確認できるよ
		業務委託契約(単価契約、概	う適切な進行管理を徹底するな
		算総価額2,805,000円、契約期	ど、再発防止に取り組み、適正
		間:令和4年4月1日から令	な事務執行に努める。
		和5年3月31日まで)及びか	2 契約事務については、執行事
		ながわ環境整備センター施設	務の進行管理及び契約事務に対
		維持管理業務委託契約ほか2	する理解が不十分であったこと
		件(契約額計85,377,204円、	によるものである。
		契約期間:令和4年4月1日	今後は、このようなことがな
		から令和5年3月31日まで)	いよう、年度末年度初めにおけ
		について、契約期間の開始日	る会計事務通知等の内容を十分
		が令和4年4月1日であるた	理解し、また作成している進行
		め、会計局長通知に基づき同	管理表を十分活用していくな
		月30日までに契約すべきとこ	ど、また、複数の職員が進捗状
		ろ、同年5月2日又は同月9	況について確認できるよう適切
		日に締結していた。また、契	な進行管理を徹底することによ
		約日を同月2日又は同月9日	り再発防止に取り組み、適正な
		とすべきところ、いずれも同	事務執行に努める。
		年4月28日としていた。	
脱炭素戦略	令和5年8月	(不適切事項)	
本部室	8日(令和5	契約事務において、脱炭素社	不適切事項については、委託契
	年6月29日及	会の実現に向けた普及啓発ツー	約における変更契約に関する認識

環境部資源	び同月30日職 員調査) 令和5年8月	9,693,640円)について、ウェブページ作成期限、広告配信期間の始期などの期日の経過後に、変更契約書を締結し、これらの期日を変更していた。	-
循環推進課	8日(令和5	財産管理事務において、共架 電線4本及び変圧器2台に係る 普通財産の貸付契約について、 事業者が貸付申請せずに設置し ていることを設置から10年以上 経過した令和4年5月に認識し たため、不当利得返還請求権に	る財産の確認が不十分であり、所属としてのチェックが機能していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、現地確認を複数の職員で行うことによって確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
緑政部自然環境保全課	令和5年8月 8日(令和5 年6月28日職 員調査)	契約事務において、わな用遠 隔監視装置の通信契約(契約額	当者の確認不足や、課内の確認体 制が不十分であったことによるも
農水産部畜産課	令和5年8月 8日(令和5 年6月22日職 員調査)	契約事務において、令和4年 度畜産経営技術高度化促進事業 業務委託契約(契約額4,111,000 円)について、受注者に個人情 報を扱わせているにもかかわら ず、契約で定められた個人情報 を廃棄又は消去した旨の証明書 及び契約で定められた個人情報	不適切事項については、担当者の個人情報に対する認識の不足及び複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、個人情報の取扱について理解を深めるとともに、組織として確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県環	令和5年5月	(不適切事項)	
境科学セン	15日(令和5	1 契約事務において、次のと	不適切事項については、次のと
ター	年5月12日及	おり誤りがあった。	おり措置した。
	び同月15日職	(1) 神奈川県環境監視システ	1 契約事務については、次のと
	員調査)	ム保守管理委託ほか5件	おりである。
		(契約額計23,235,036円)	(1) 契約結果を公表していなか
		について、平成20年3月28	
		日付け会計局総務課長通知	基づく適正な方法を実施する
		に反し、予定価格が100万円	ことの必要性に対する認識が
		を超える随意契約であった	不足していたものであり、令
		にもかかわらず、契約結果	和5年7月28日に公表を行っ
		を公表していなかった。	た。
		(2) 非常用備蓄品の購入ほか	今後は、このようなことが
		101件(支払額計17,601,192	ないよう、通知の趣旨を厳守
		円)の履行確認に当たり、	するとともに、予定価格が100
		神奈川県財務規則に基づく	万円を超える随意契約につい
		検査調書を作成していなか	て、執行伺票に結果公表状況
		ったにもかかわらず、この	を記載し、複数の職員による
		場合に同規則により必要と	チェックを徹底することによ
		される履行確認に関する記	り再発防止に取り組み、適正
		録の作成を行っていなかっ	な事務執行に努める。
		た。	(2) 履行確認に関する記録の作
		2 財産管理事務において、次	成を行っていなかったことに
		のとおり誤りがあった。	ついては、規則に基づく適正
		(1) 行政財産の使用許可の手	な方法を実施することの必要
		続を行わないまま電柱に通	性に対する認識が不足してい
		信線が共架されているもの	たものである。
		があった。これにより、令	今後は、このようなことが
		和4年度の共架電線に係る	ないよう、規則に規定された
		使用料2,640円が徴収不足で	手続等を厳守するとともに、
		あった。	支出手続の際に複数の職員に
		(2) 令和4年8月に完了した	よるチェックを徹底すること
		屋上空気調和設備撤去工事	により再発防止に取り組み、
		に伴う建物台帳価格の再算	適正な事務執行に努める。
		定及び神奈川県県有財産規	
		則第47条の規定に基づく財	のとおりである。
		産台帳の補正を行っておら	(1) 未許可の共架線について
		ず、このため、建物台帳価	は、財産管理に係る現状把握
		格が73,624,000円過大であ	の必要性に対する認識が不足
		った。	していたものであり、令和5
			年7月31日に使用許可を行
			い、令和5年9月21日に令和
			4年度の使用料相当額を収入

		した。
		今後は、このようなことが
		ないよう、複数職員による確
		認を毎年度実施するととも
		に、電柱管理業者への定期的
		な確認により再発防止に取り
		組み、適正な事務執行に努め
		5.
		(2) 建物台帳価格の再算定及び
		財産台帳の補正を行っていな
		かったことについては、各年
		度の施設設備の変動を反映し
		たものとすることの必要性に
		対する認識が不足していたも
		のであり、令和5年5月26日
		に財産管理システムに登録し
		た。
		今後は、このようなことが
		ないよう、建物工事及び設備
		工事を行う場合に台帳価格の
		再算定の要否を確認するとと
		もに、検査調書に再算定の実
		施状況を追記し確認を行うこ
		とにより再発防止に取り組
		み、適正な事務執行に努め
	(る。
神奈川県自令和5年7月		て英国市西については、場のし
然環境保全 18日 (令和5	, ,,,,	
センター 年3月15日及 び同月16日職		· · ·
員調査)	及び文献1条の年度中途における撤去に伴う行政財産の使	* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *
貝明鱼/	用許可の変更により、既に徴	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
	収済みの令和4年度分の使用	収過大額は令和5年4月10日に
	料11,560円が723円過大となっ	還付した。
	ていたにもかかわらず、徴収	今後は、このようなことがな
	過大額について還付していな	いよう、条例の理解の徹底を図
	かった。	るとともに、複数の職員による
	2 支出事務において、令和3	確認体制を強化することにより
	年度相模原市承継分収林整備	再発防止に取り組み、適正な事
	業務 (2010) (ゼロ県債) 契	
		2 支出事務については、進行管
	約期間:令和4年3月25日か	
	ら令和4年8月8日まで)に	ものである。
	係る完成払金9,851,100円につ	今後は、このようなことがな
	いて、契約で定められた期限	いよう、複数職員による進行管
	までに支払を行っていなかっ	理の徹底を図ることにより再発

防止に取り組み、適正な事務執 た。 3 財産管理事務において、敷 行に努める。 地内に設置された第二種電柱 3 財産管理事務については、許 1本及び支線1条の年度中途 可内容の確認が不十分であった における撤去に伴う行政財産 ことによるものである。 の使用許可の変更に当たり、 今後は、このようなことがな 令和4年12月8日から許可条 いよう、許可内容の確認を徹底 件を変更すべきところ、同年 するとともに、複数の職員によ 8月31日から変更していた。 る確認体制を強化することによ り再発防止に取り組み、適正な 事務執行に努める。 神奈川県農|令和5年7月| (不適切事項) 業技術セン 26日 (令和5 1 支出事務において、普及指 不適切事項については、次のと 年4月24日及 ター 導活動外部評価委員への謝礼 おり措置した。 び同月25日職 金の支払に当たり、定められ 1 支出事務については、進行管 た支給日に支払っていないも 員調査) 理が不十分であったことによる のが6件、153,000円あった。 ものである。 2 契約事務において、農業技 今後は、このようなことがな 術センター温室ネットワーク いよう、事業課の起案の回議ル システム保守点検業務委託契 ートに経理担当者を含めること 約ほか3件(契約額計 等により事業担当部署と経理担 9,196,000円) について、平成 当部署との連絡を密にし、複数 20年3月28日付け会計局総務 職員が支給日程を共有するなど 課長通知に反し、予定価格が 確認体制を強化することにより 100万円を超える随意契約であ 再発防止に取り組み、適正な事 ったにもかかわらず、契約結 務執行に努める。 果を公表していなかった。 2 契約事務については、契約後 3 物品管理事務において、購 に必要な事務処理の確認が不十 入により取得したエアコン 分であったことによるものであ (税込価格242,000円) につい り、令和5年5月19日に公表し て、出納の通知や備品台帳へ の記録など神奈川県財務規則 今後は、このようなことがな に定める物品の出納及び管理 いよう、契約事務関連規定につ に係る手続が3月を超えて遅 いて、所属で正しい理解を共有 れていた。 し、確認体制を強化することに より再発防止に取り組み、適正 な事務執行に努める。 3 物品管理事務については、神 奈川県財務規則に関する認識が 不足していたことによるもので ある。 今後は、このようなことがな いよう、所属で同規則に関する 正しい理解を共有し、確認体制 を強化することにより、再発防 止に取り組み、適正な事務執行

			に努める。
神奈川県農	令和5年6月	(不適切事項)	
業技術セン	13日(令和5	1 予算の執行において、不当	不適切事項については、次のと
ター足柄地	年4月21日職	利得返還請求権に基づく使用	おり措置した。
区事務所	員調査)		1 予算の執行については、担当
. 4 424/21	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	当額73,740円について、(款)	者の認識不足によるものであ
		諸収入(項)雑入(目)雑入とす	り、令和5年4月25日に科目更
		べきところ、(款)使用料及び	
		手数料(項)使用料(目)農林水	
		産業使用料で収入していた。	いよう、収入科目については本
		2 財産管理事務において、共	方所管課に事前確認することに
		架電線柱4本に係る行政財産	
		来 電	より世光的エに取り組み、過正 な事務執行に努める。
		が許可申請せずに設置してい	
		ることを設置から10年以上経 過した令和4年3月に認識し	
			たことによるものである。
		たため、不当利得返還請求権	
		に基づく使用許可前の期間に	いよう、年2回以上現地確認を
		係る使用料相当額106,052円の	行い、所属長に報告することに
		うち32,312円について、事業	より再発防止に取り組み、適正
		者の消滅時効援用により徴収	な事務執行に努める。
	A 5 . = 5 = B	できなかった。	
	令和5年5月		アウロまで ショール ツェット
		1 予算の執行において、金属	
ター	年1月10日職		· · ·
	員調査)	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1 予算の執行については、執行
		財産売却収入(目)物品売払収	
		入とすべきところ、(款)雑入	
		(項)雑入(目)雑入で収入して	4月17日に収入科目の更訂を行
		いた。	った。
		2 支出事務において、バッテ	今後は、このようなことがな
		リーの購入代ほか2件、	いよう、予算の執行科目の理解
		60,971円について、政府契約	
		の支払遅延防止等に関する法	
		律に定められている期限まで	
		に支払を行っていなかった。	2 支出事務については、進行管
		3 財産管理事務において、電	理が不十分であったことによる
		柱の設置のための行政財産の	-
		使用許可1件(電柱11本)に	今後は、このようなことがな
		ついて、行政財産の用途又は	いよう、グループウェアのスケ
		目的を妨げない限度における	ジュール機能を活用し、進行管
		使用に係る使用料に関する条	
		例の一部改正に伴う使用料の	員による確認体制を強化するこ
		改定に係る変更許可を行って	とにより再発防止に取り組み、
		いなかった。その結果、使用	適正な事務執行に努める。
		料1,210円が過小であった。	3 財産管理事務については、行

神奈川県県 令和5年央家畜保健 17日(全衛生所 年2月22員調査)	3和5 1 予算の執行に	菌液の購入代の支払に当た
	でに支払を行	っていなかっ て情報を共有し、複数の職員に よる進行管理を徹底することに より再発防止に取り組み、適正 な事務執行に努める。 2 支出事務については、進行管
神奈川県水 令和5年産技術セン 20日(全		おいて、職員 不適切事項については、職員の
	『和 5 物品官理事務に 0日職 が自家用自動車を	
試験場 員調査)		・ドの使用に当 のETCカード貸与に係る確認体 ンター内水面 制が形骸化したことによるもので

			+ 7
		試験場ETCカード取扱要領の	0
			今後は、このようなことがない
			よう、ETCカードの貸与から返
		終了後速やかに返却をしていな	却までのチェック体制を強化する
		かった。その結果、ETCカー	ことにより再発防止に取り組み、
		ドが公務外で10,070円分利用さ	適正な事務執行に努める。
		れることとなり、利用職員から	
		同額を徴収するまでの間、一時	
		的に公金により負担していた。	
神奈川県東	令和5年9月	(不適切事項)	
部漁港事務	21日(令和5	1 契約事務において、令和4	不適切事項については、次のと
所	年2月6日職	年度三崎漁港巡視及び給水・	おり措置した。
	員調査)	給電施設利用料徴収に関する	1 契約事務については、着手が
		業務委託契約(契約額	遅れた上、組織的な進捗管理を
		4,017,200円)及び「三崎漁港	
		本港特別泊地及び本港環境整	
		備施設の管理に関する年度協	=
		定」ほか1件(指定管理料計	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		14,953,000円) について、契	
		約期間の開始日が令和4年4	より組織的な進捗管理を行うこ
		月1日であるため、会計局長	
		通知に基づき同月30日までに	
		契約すべきところ、同年5月	
		以降に締結していた。	出期限の設定が適切でなかった
		, , , , ,	
		2 財産管理事務において、三	上、組織的な進捗管理を行わな
		崎漁港区域内漁港施設の用地	· - ·
		等に係る占用許可5件(占有	今後は、このようなことがな
		料計601,836円) について、許	
		可期間の開始日を遡って許可	
		を行っていた。	時間を十分確保するとともに、
			課長を含めた複数の職員により
			組織的な進捗管理を行うことに
			より再発防止に取り組み、適正
			な事務執行に努める。

(7) 福祉子どもみらい局

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室	令和5年8月	(不適切事項)	
	29日(令和5	契約事務において、次のとお	不適切事項の契約事務について
	年6月30日職	り誤りがあった。	は、次のとおり措置した。
	員調査)	1 令和4年度神奈川県地域生	1 契約締結時期が遅れたことに
		活定着支援センター事業委託	ついては、新年度予算に係る契
		契約ほか2件(契約額計	約準備行為等で繁忙であったに
		55,638,326円)について、契	もかかわらず、担当者への補助
		約期間の開始日が令和4年4	の体制が十分でなかったことに

月1日であるため、会計局長 通知に基づき同月30日までに 契約すべきところ、いずれも 同年5月に締結していた。

- 2 令和4年度予算で執行する マスク等衛生用品保管配送等 業務委託契約(契約額 12,936,000円 (総価契約)、 令和 4 年度支払額21,391,777 円(単価契約))の締結に当2 契約を前年度に締結していた たり、会計局指導課長通知に 反し、令和3年度である令和 4年3月22日に契約を締結し ていた。
- 3 神奈川県福祉・介護職員処 遇改善支援事業業務委託契約 (契約額4,471,582円) につい て、予定価格が100万円を超え る随意契約であったため、平 成20年3月28日付け会計局総 務課長通知に基づき、速やか に契約結果を公表すべきとこ ろ、公表が1年以上遅れてい た。

よるものである。

今後は、このようなことがな いよう、朝夕ミーティングを活 用して進捗状況を共有すること を徹底するとともに、複数の職 員による確認及び補助の体制を 強化することにより再発防止に 取り組み、適正な事務執行に努 める。

ことについては、契約方法につ いて事業課担当者との確認体制 が不十分であったことによるも のである。

今後は、このようなことがな いよう、会計事務におけるヒヤ リハット集を充実させ周知徹底 するとともに、例外的な執行に ついては事前に打ち合わせを行 うなど事業課との相互チェック の強化を図ることにより再発防 止に取り組み、適正な事務執行 に努める。

3 契約結果の公表が遅れたこと については、公表対象となるこ とに対する認識及びチェック体 制が不十分であったことによる ものである。

今後は、このようなことがな いよう、契約事務と併せて公表 手続を行うとともに、契約事務 のチェックリストを作成し活用 することにより再発防止に取り 組み、適正な事務執行に努め

部室

共生推進本 令和5年8月 (不適切事項) 年6月30日及 び同年7月3 日職員調査)

- 29日 (令和 5 1 予算の執行において、令和 3年度地域生活支援事業費等 おり措置した。 補助金の額の確定に伴う国庫 1 予算の執行については、国庫 補助金の返納(1件、30,000 円) に当たり、「(款)民生費 (項)障害福祉費(目)諸費」と すべきところ、「(款)民生費 (項)老人福祉費(目)諸費」で 執行していた。
 - 2 支出事務において、意思決

不適切事項については、次のと

返納に関する認識が不十分であ ったため、関係課や総務室から の連絡を所属として管理せずに 対応を怠り、国庫返納に係る予 算措置を講じていなかったこと によるものである。

今後は、このようなことがな

		定支援専門アドバイザーへの	いよう、国庫返納に係る連絡や
		令和4年5月分の謝金(1回	照会を室内で共有して組織的に
		分32,000円)を支払っていな	管理し、確認を徹底することに
		かった。	より再発防止に取り組み、適正
		3 財産管理事務において、共	な事務執行に努める。
		架電線11本に係る普通財産の	2 支出事務については、担当者
		貸付契約について、事業者が	がアドバイザーの出席回数を履
		貸付申請せずに設置している	行確認表から謝金内訳表に誤っ
		ことを設置から10年以上経過	て転記し、決裁ルート上の職員
		した令和4年8月に認識した	も誤りに気付かず承認したこと
		ため、不当利得返還請求権に	によるものであり、令和5年7
		基づく貸付契約前の期間に係	月7日に支払を行った。
		る貸付料相当額434,143円のう	
		ち151,184円について、事業者	いよう、転記ミスが生じないよ
		の消滅時効援用により徴収で	う、履行確認表と謝金内訳表を
		きなかった。	一本化することにより再発防止
		C'-614 71Co	に取り組み、適正な事務執行に
			努める。
			ラック。 3 財産管理事務については、管
			理する財産の確認が不十分であ
			ったことによるものである。
			今後は、このようなことがな
			いよう、定期的に管理財産の現
			状把握を行うことにより再発防
			止に取り組み、適正な事務執行
			に努める。
	令和5年8月	, _ , ,	
	29日 (令和5		不適切事項については、契約締
育成課			結の直前に仕様書の誤りが判明
	員調査)		し、修正に時間を要したことによ
		価契約、契約期間:令和4年4	るものである。
		月1日から令和5年3月31日ま	
		で)について、契約期間の開始	よう、契約関係書類を複数名で確
		日が令和4年4月1日であるた	認することを徹底することにより
		め、会計局長通知に基づき同月	再発防止に取り組み、適正な事務
		30日までに契約すべきところ、	執行に努める。
		同年5月18日に締結していた。	
福祉部障害	令和5年8月	(不適切事項)	
福祉課	29日(令和5	1 収入事務において、心身障	不適切事項については、次のと
	年7月14日職	害者扶養共済掛金2件、	おり措置した。
	員調査)	79,000円について、加入者の	1 収入事務については、心身障
		県外への転居により脱退とな	害者扶養共済掛金の債権データ
		った後も2月にわたり誤って	の管理を委託している業者に対
		収入していた。その結果、過	し、該当月分のデータ削除指示
		大徴収の返還に伴う利息が441	を失念していたことによるもの
		円発生していた。	である。
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	+ 6/2 (J)

支出事務において、令和4 年度における神奈川県ライト センターの管理に関する協定 (指定管理料302,118,000円) に係る10月分(概算払) 22,580,000円の支払につい て、契約で定められた期限ま2 支出事務については、進行管 でに支払を行っていなかっ た。

今後は、このようなことがな いよう、債権データの削除対象 者を一覧表にし、報告時の起案 に添付することで報告漏れを防 ぐことにより再発防止に取り組 み、適正な事務執行に努める。

理が不十分であったことによる ものである。

今後は、このようなことがな いよう、執行状況管理表による 進捗管理、グループウェアのタ スク機能の活用、朝ミーティン グにおける処理状況の確認によ り各職員の業務の進捗状況を共 有し、複数の職員による確認体 制を強化することにより再発防 止に取り組み、適正な事務執行 に努める。

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県立	令和5年7月	(不適切事項)	
かながわ男	28日 (令和 5	支出事務において、令和4年	不適切事項については、出納員
女共同参画	年3月22日職	4月分の電話料金29,382円につ	が会計システムの支払確定処理を
センター	員調査)	いて、支払期限までに支払を行	失念したことによるものである。
		っていなかった。	今後は、このようなことがない
			よう、出納員は会計システムにて
			支払確定処理を行った後、更新ボ
			タンを押し、支払未確定件数が表
			示されなくなっていることを必ず
			確認するとともに、起案者は紙起
			案の決裁処理の確認と同時に、会
			計システム上での確認を徹底し、
			また、進行管理表により複数の職
			員で確認することで再発防止に取
			り組み、適正な事務執行に努め
			る。
神奈川県平	令和5年3月	(不適切事項)	
塚児童相談	16日(令和5	1 支出事務において、審判確	不適切事項については、次のと
所	年1月16日職	定証明書発行手数料に係る収	おり措置した。
	員調査)	入印紙代1件、150円につい	1 支出事務については、事業担
		て、予期できた経費であった	当者に立替払ができる場合につ
		ため、資金前渡により支払う	いての知識が不足していたこと
		べきところ、職員が立て替え	によるものである。
		て支払っていた。	今後は、このようなことがな

契約事務において、機械警 備業務委託契約(契約総額 323,400円、契約期間:令和4 年3月27日から令和9年3月 26日まで)の締結に当たり、 会計局長通知による契約書作 成日の特例に該当しないにも 2 契約事務については、担当者 かかわらず、契約締結日であ る令和4年3月30日から遡及 して同月27日から契約の効力 が生じることとしていた。

- いよう、幹部会議で改めて指摘 事項を報告し、管理課だけでは なく事業課に対しても立替払が できる場合について、周知を図 ることにより再発防止に取り組 み、適正な事務執行に努める。
- 及び決裁者双方において会計局 長通知の理解が不十分であった ことによるものである。

今後は、このようなことがな いよう、当該契約書に今回の指 摘事項の記録を残し、次回の長 期継続契約の際、適切な日に契 約を締結できるよう申し送りを 行うなど再発防止に取り組み、 適正な事務執行に努める。

児童相談所

神奈川県鎌令和5年9月 (不適切事項) 倉三浦地域 8日(令和5 員調査)

契約事務において、自動体外 らず、契約書に契約締結の翌年 和5年10月13日に締結した。 度以降の予算の減額又は削除が た。

(要改善事項)

庁舎等の警備について、警備員 な事務執行に努める。 による警備(以下「有人警備」 という。)と機械警備を併用 いるが、機械警備が行われてい機械警備を行わないこととした。 る時間帯には有人警備も重複し て行われており、機械警備を行 う特段の必要性は認められない ものであった。

(以下令和5年10月10日神奈川 県監査委員公表第19号中、第7 監査の結果3(1)イのとおり)

不適切事項については、担当者 年2月14日職 式除細動器 (AED) の賃貸借 の長期継続契約に対する理解が不 契約(契約総額181,830円、契約 足していたことに加え、決裁過程 期間 令和4年7月1日から令和 におけるチェック機能も働いてい 9年3月31日まで)について、なかったことによるものであり、 長期継続契約であるにもかかわ 必要な条項を加えた変更契約を令

> 今後は、このようなことがない あった場合の契約変更又は解除よう、神奈川県財務規則等に対す に関する条項を付していなかっ る理解を深めるとともに、長期継 続契約を締結する際に必要な条項 が付された契約書となっているか 鎌倉三浦地域児童相談所におを複数の職員により確認すること いて、時間外、休日等における により再発防止に取り組み、適正

> 要改善事項については、現在の し、それぞれ委託して実施して|契約期間終了後の令和7年度から

	Π	T	
神奈川県立	令和5年2月	(不適切事項)	
子ども自立	7日(令和4	契約事務において、歯科診療	不適切事項については、進行管
生活支援セ	年12月21日及	業務委託(単価契約、概算総価	理が不十分であったことによるも
ンター	び同月22日職	額2,310,000円) について、平成	のであり、令和5年4月25日に契
	員調査)	20年3月28日付け会計局総務課	約結果を公表した。
		長通知に反し、予定価格が100万	今後は、このようなことがない
		円を超える随意契約であったに	よう、進行管理表により複数職員
			による確認体制を強化することに
		していなかった。	より再発防止に取り組み、適正な
		0 (1.8% 2/0)	事務執行に努める。
神玄川県立	令和5年8月	(不適切事項)	3777711C71 00 00
	29日(令和5		- 不適切事項については、マニュ
ター			アルを確認して事務を行ったが、
13-			
			建物台帳価格の再算定等の確認方
	員調査)	産取扱要領第3条第30号に規定	
			のであり、令和5年5月26日に財
		に必要な建物台帳価格の再算定	· , · = ,,,,,
		及び神奈川県県有財産規則第47	
		条の規定に基づく財産台帳の補	
		正を行っておらず、このため、	て、地方公会計マニュアル(固定
		建物台帳価格が3,960,000円過小	資産編)や財産経営課への確認を
		であった。	必須とし、複数の職員による確認
			体制を強化することにより再発防
i contract of the contract of			
			止に取り組み、適正な事務執行に
			止に取り組み、適正な事務執行に 努める。
神奈川県立	令和5年8月	(不適切事項)	
	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	(不適切事項) 1 支出事務において、シュレ	努める。
	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	1 支出事務において、シュレ	努める。
総合療育相	9日(令和5	1 支出事務において、シュレ ッダー業務委託料1件、	努める。 不適切事項については、次のと
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレ ッダー業務委託料1件、	努める。 不適切事項については、次のと おり措置した。
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、 22,440円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法	努める。不適切事項については、次のとおり措置した。1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことに
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、 22,440円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法 律に定められている期限まで	努める。不適切事項については、次のとおり措置した。1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、 22,440円について、政府契約 の支払遅延防止等に関する法 律に定められている期限まで に支払を行っていなかった。	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがな
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 契約事務において、次のと 	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を用いて経
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。	 努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を用いて経理担当者全員で納期限を確認す
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 機械設備保守点検・管理	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を用いて経理担当者全員で納期限を確認するなど、所属としてのチェック
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 機械設備保守点検・管理業務委託契約(契約額	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を用いて経理担当者全員で納期限を確認するなど、所属としてのチェック機能を強化することにより再発
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 機械設備保守点検・管理業務委託契約(契約額9,900,000円)の仕様書に定	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を用いて経理担当者全員で納期限を確認するなど、所属としてのチェック機能を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 機械設備保守点検・管理業務委託契約(契約額9,900,000円)の仕様書に定める業務のうち、空調設備	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を用いて経理担当者全員で納期限を確認するなど、所属としてより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 機械設備保守点検・管理業務委託契約(契約額9,900,000円)の仕様書に定める業務のうち、空調設備自動制御機器点検業務及び	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を用いて経理担当者全員で納期限を確認するなど、所属としてのチェック機能を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、次のと
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 機械設備保守点検・管理業務委託契約(契約額9,900,000円)の仕様書に定める業務のうち、空調設備自動制御機器点検業務及び冷温水発生機保守点検業務	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を用いて経理担当者全員で納期限を確認するなど、が成上である。といる。といより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、次のとおりである。
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 機械設備保守点検・管理業務委託契約(契約のうち、空調設備自動制御機器点検業務及び冷温水発生機保守点検業務について、書面による事前	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう者全員で納期を確認するなど、進行管理表限を確認するなど、進行で独期のチェック機能を強してにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、次のとおりである。 (1) 空調設備自動制御機器点検
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する期限は定定められていなかった。 2 契約事務において、次のとおり誤りがあった。 (1) 機械設備保守点検・管理業務委託契約(契約高のうち、空調設備自動制御機器点検業務及済事があった。場別のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制がであったことによるものであったうなことがないようなことがないよう。今後は、こ行管理表を用を確認するは、進行管理表を用を確認するは、進行で納期のより者を所にといる。 2 対りである。 2 契約事務については、次のとおりである。 (1) 空調設備自動制御機器点検業務及び冷温水発生機保守点
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、 22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する期限は定定がなかった。 2 契約事務において、次のとおり割があった。 (1)機械設備保守点検・管理業務のがあった。 (1)機械設備保守点検書部と、 業務のうち、に変務のからな、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制が不十分であったことがないである。今後は、進行管理技どのである。公司を開発を強いている。 なり、当りである。とのである。 2 契約事務については、次のとおりである。 (1) 空調設備自動制御機器点検業務の再委託の事前承認に
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、22,440円について、政府契約でで、関連では関連を対して、政力を対して、政力を対していなかった。 2 契約事務において、次のとおりがあった。 (1) 機械設備保守点検・管理教験があった。 (1) 機械設備保守点検・管理教験があった。 (1) 機械設備保守点検・管理教育の登業務ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制がであったことがである。今後は、こうなことがである。今後は、進行で連携を取るなどのででは、進生員ではいるないは、進生員ではいるのようなとのででは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は
総合療育相	9日(令和5 年3月22日職	1 支出事務において、シュレッダー業務委託料1件、 22,440円について、政府契約の支払遅延防止等に関する期限は定定がなかった。 2 契約事務において、次のとおり割があった。 (1)機械設備保守点検・管理業務のがあった。 (1)機械設備保守点検書部と、 業務のうち、に変務のからな、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	努める。 不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理体制がであったことがである。今後は、こうなことがである。今後は、進行で連携を取るなどのででは、進生員ではいるないは、進生員ではいるのようなとのででは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は

和4年3月30日から令和9 年3月29日まで) につい て、契約期間の開始日以前 に契約を締結していなかっ た。また、令和4年4月に 契約を締結した際、契約日 を同年3月29日に遡ってい た。

ある。

今後は、このようなことが ないよう、契約条項の理解向 上を図るとともに、契約書等 の記載内容について複数職員 による確認体制を強化するこ とにより再発防止に取り組 み、適正な事務執行に努め

(2) 機械警備業務委託契約の契 約締結については、進行管理 及び会計局長通知など関係規 定の理解が不十分であったこ とによるものである。

今後は、このようなことが ないよう、関係規定の理解の 向上に努めるとともに、職員 相互による進行管理体制を強 化することにより再発防止に 取り組み、適正な事務執行に 努める。

神奈川県立|令和5年9月|(不適切事項) り園

年2月8日職 員調査)

- 中井やまゆ 27日 (令和5 1 支出事務において、職員検 便手数料1件、22,960円につおり措置した。 いて、納入通知書で定められ 1 支出事務については、進行管 た期限までに支払を行ってい なかった。
 - 2 事務事業の執行において、 令和4年度神奈川県発達障害 支援センター支援者向け研修 に係る講師謝礼の支払に当た り、口座振込申出書を債権者 該申出書に不要な個人情報 (生年月日) を記載させてい た。

(要改善事項)

中井やまゆり園における診療 業務委託契約について、仕様書 において医師等の配置日数が明 確に規定されていないにもかか わらず、確定契約としていたた め配置実績に基づいた精算を行 額を支払っていた。

(以下令和5年10月10日神奈川)こととした。

不適切事項については、次のと

理が不十分であったことによる ものである。

今後は、このようなことがな いよう、進行管理表による確認 体制を強化することにより再発 防止に取り組み、適正な事務執 行に努める。

(1名)から徴取する際、当2事務事業の執行については、 個人情報保護に対する職員の認 識が不十分であったことによる ものである。

> 今後は、このようなことがな いよう、関係規定の理解向上を 図ることにより再発防止に取り 組み、適正な事務執行に努め

要改善事項については、令和5 うことはできず、契約金額の全年度から本件契約に係る仕様書に 医師の配置日数を明確に規定する 県監査委員公表第19号中、第7 監査の結果3(2)ウのとおり)

(8) 健康医療局

監査実施		切事項人は安以音事項	世界の中央
箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
総務室		契約事務において、自殺未遂者支援事業委託契約(契約額8,104,000円、契約期間:令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)について、契約期間の開始日が令和4年4月1日であるため、会計局長通知に基づき同月30日までに契約すべきとこ	務に係る進行管理が不十分であっ
医療危機対策本部室	令和5年8月24日(令和5年7月12日日) で同月13日職員調査)	1 支出事務において、次のと おり誤りがあった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、次のとおりである。 (1) ソフトウエア使用ライセンス購入代1件の支払については、執行のスケジュールをグループで共有できていなかったことによるものである。

処理状況について一元的に管 理するとともに、複数業務の メールが集中しないよう、業 務ごとのメールアドレスを取 得することにより再発防止に 取り組み、適正な事務執行に 努める。 2 契約事務については、契約内 容の理解及び決裁ラインでの確 認不足によるものである。 今後は、このようなことがな いよう、関係職員へ検査に係る 適正な手続について改めて周知 徹底を行うとともに、グループ 内の執行担当者が全契約の執行 状況を管理、把握し、事業担当

者と共有することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行

に努める。

山九煖渕(、認められに小遁	切事項又は要改善事項	
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県小	令和5年9月	(不適切事項)	
田原保健福	11日(令和5	1 予算の執行において、試験	不適切事項については、次のと
祉事務所	年4月10日及	材等の購入代1件、139,051円	おり措置した。
	び同月11日職	の執行に当たり、ポータブル	1 予算の執行については、担当
	員調査)	硫化水素ガスモニター	者の神奈川県財務規則運用通知
		(65,780円) については	等に対する理解が不足していた
		「(節)備品購入費」とすべ	ことに加え、決裁過程における
		きところ、全額を「(節)需用	チェック機能も働いていなかっ
		費」で執行していた。	たことによるものである。
		2 契約事務において、次のと	今後は、このようなことがな
		おり誤りがあった。	いよう、所属として同運用通知
		(1) 庁用自動車運行管理委託	等に対する正しい理解を共有す
		契約(契約額8,381,010円)	るとともに、決裁の過程におい
		の履行確認に当たり、神奈	て、複数の職員による確認体制
		川県財務規則に基づき検査	を強化することにより再発防止
		調書を作成しなければなら	に取り組み、適正な事務執行に
		ない場合に該当するにもか	努める。
		かわらず、これを作成して	2 契約事務については、次のと
		いなかった。	おりである。
		(2) 令和4年度生活困窮者等	(1) 庁用自動車運行管理委託契
		就労準備支援事業及び居住	約の履行確認については、担
		不安定者等居宅生活移行支	当者の神奈川県財務規則に対
		援事業委託契約ほか1件	する理解が不足していたこと
		(契約額計9,859,709円) に	に加え、決裁過程におけるチ

ついて、機種等選定会議に おいて事前公募に係る契約 予定者を3者から構成され る共同企業体としていたに もかかわらず、この共同企 業体を構成する1者のみを 相手方として契約を締結し ていた。

3 歳計外現金事務において、 歯科検診歯科衛生士謝礼金等 に係る所得税及び復興特別所 得税4件、34,932円につい て、法定納期限内に納付を行 っていなかった。

エック機能も働いていなかっ たことによるものである。

今後は、このようなことが ないよう、所属として同規則 に対する正しい理解を共有す るとともに、決裁の過程にお いて、複数の職員による確認 体制を強化することにより再 発防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。

(2) 令和4年度生活困窮者等就 労準備支援事業及び居住不安 定者等居宅生活移行支援事業 委託契約ほか1件の契約締結 については、共同企業体を構 成する3者と契約を締結する 必要性についての認識が不足 していたことによるものであ

今後は、このようなことが ないよう、所属内で事例共有 を行い、事務引継書を作成す ることにより再発防止に取り 組み、適正な事務執行に努め

3 歳計外現金事務については、 会計システムの手順についての 認識が不十分であったことによ るものである。

今後は、このようなことがな いよう、関係するマニュアル等 の理解の向上を図り、対象とな る歳計外現金の抽出に当たって は、歳計外現金受入予定表を併 せて出力して確認するように改 めるとともに、決裁過程で複数 の職員により確認を行うことに より再発防止に取り組み、適正 な事務執行に努める。

神奈川県小|令和5年7月 祉事務所足 年4月6日及 柄上センタ び同月7日職 員調査)

(不適切事項)

田原保健福 20日 (令和5 1 契約事務において、歯科用 ライトユニットの修理1件、 対応として起案用紙等を用い て予め方針を伺った上で発注 すべきところ、これを行わず

不適切事項については、次のと おり措置した。

5,500円について、緊急時等の 1 契約事務については、事務が 担当者に任せきりとなり、担当 課長や管理課を含めた管理体制 が不十分であったことによるも

に発注していた。 のである。 2 財産管理事務において、生 今後は、このようなことがな いよう、備品の不具合発生時は 活保護法に基づく扶助費にか かる返還金の収入未済32件、 事業担当課長へ報告するなど、 158,330円について、令和元年 備品のチェックを含めた管理体 10月1日から令和4年5月1 制を見直して点検体制等を強化 日にかけて時効の完成により するとともに、事業担当課と経 理担当課で相談を密にした上で 債権が消滅していたにもかか 対応を図ることにより再発防止 わらず、不納欠損処分を行っ に取り組み、適正な事務執行に ていなかった。 努める。 2 財産管理事務については、時 効完成により債権が消滅してい たことは認識していたが、新型 コロナウイルス感染症への対応 による業務負担の増加に伴い、 業務に優先順位をつけた結果、 不納欠損処分を行わないことと したものであり、令和5年8月 14日に不納欠損処分を行った。 今後は、このようなことがな いよう、複数の職員で時効の進 行状況を確認する体制を整える とともに、時効が完成した債権 は速やかに欠損処分を行うこと により再発防止に取り組み、適 正な事務執行に努める。 神奈川県厚|令和5年1月| (不適切事項) 木保健福祉 26日(令和4 契約事務において、令和4年 不適切事項については、所属と 年12月13日及|度生活困窮世帯学習支援・居場|して随意契約の公表の必要性を認 事務所 び同月14日職 所づくり事業業務委託ほか1件 識していたにもかかわらず、担当 員調査) (契約額計9,862,556円) につい 者任せとしてチェック機能を働か て、平成20年3月28日付け会計 せなかったことによるものであ 局総務課長通知に反し、予定価 り、令和4年12月15日に結果を公 格が100万円を超える随意契約で表した。 あったにもかかわらず、契約結 今後は、このようなことがない 果を公表していなかった。 よう、不適切事項について周知を 図るとともに、結果の公表が必要 な契約案件は、契約締結後に担当 者以外の職員が公表したことを確 認するなど、所属としてチェック 機能を働かせる仕組みを構築して 再発防止に取り組み、適正な事務 執行に努める。

神奈川県厚|令和5年1月| (不適切事項) 木保健福祉 26日及び同年 1 収入事務において、構造設 不適切事項については、次のと 事務所大和 7月4日(令 備使用許可に係る手数料1 おり措置した。 件、22,260円について、許可 1 収入事務については、担当者 センター 和 4 年 12 月 8 日及び同月12 が不要であったところ、誤っ が構造設備使用許可に関する規 日職員調査) て徴収しており、還付処理を 定を十分に理解していなかった 行うまでに誤徴収した日から ことに加え、手数料の還付処理 に係る情報共有や進捗管理が不 3月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、庁舎夜 十分であったことによるもので 間 · 休日警備業務委託契約 ある。 (契約額4,765,200円) につい 今後は、このようなことがな て、再度入札の不調による随 いよう、継続して対応が必要な 事案については、進行管理表等 意契約の締結に当たり、神奈 川県財務規則運用通知に定め により複数の職員による確認体 る見積合せを省略できる要件 制の強化や情報共有を徹底する に該当しないにもかかわら ことにより再発防止に取り組 ず、一者随意契約を行ってい み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、担当者 3 財産管理事務において、厚 の神奈川県財務規則運用通知に 対する理解が不足していたこと 木保健福祉事務所大和センタ に加え、決裁過程におけるチェ 一が管理する軽四輪乗用車1 台について、道路運送車両法 ック機能が働いていなかったこ 等により使用者に義務付けら とによるものである。 れている12月ごとの定期点検 今後は、このようなことがな 整備の実施が遅れていた。 いよう、所属として同運用通知 等に対する正しい理解を共有す るとともに、決裁過程におい て、手続の根拠となる資料を添 付して複数の職員による確認を 行うなど、確認体制を強化する ことにより再発防止に取り組 み、適正な事務執行に努める。 3 財産管理事務については、管 理車両の定期点検整備に関する スケジュール管理が不十分であ ったことによるものである。 今後は、このようなことがな いよう、管理車両の定期点検整 備の実施時期を改めて確認し、 複数の職員でスケジュールを共 有し確認を徹底することにより 再発防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。 神奈川県立 令和5年6月 (不適切事項) 衛生看護専 12日 (令和5 契約事務において、機械警備 不適切事項については、契約書 門学校 年2月15日職 業務委託契約 (契約総額)の確認が不十分であったことによ

			1
	員調査)	年4月1日から令和9年3月31日まで)について、長期継続契約であるにもかかわらず、契約書に契約締結の翌年度以降の予	今後は、このようなことがない
神奈川県立	令和5年8月	(不適切事項)	
	7日(令和5	予算の執行において、建物補修工事に係る行政財産の使用許可に当たり、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料相当額198円について、(款)使用料及び手数料(項)使用料(目)衛生使用料(節)医薬費使用料とすべきところ、(款)財産収入(項)財産運用収入	の収入科目に対する理解が不足し ていたことに加え、決裁過程にお
神奈川県食	令和5年3月	(不適切事項)	
所	員調査)	査員更衣室等賃貸借料1件、3,231,600円の執行に当たり、共益費(1,340,400円)については「(節)負担金、補助及び交付金」とすべきところ、家賃と併せて全額を「(節)使用料及び賃借料」で執行していた。	の執行科目に対する理解が不足していたことに加え、決裁過程におけるチェック機能も働いていなかったことによるものであり、令和5年4月10日に科目更訂を行っ
	令和5年4月		
物愛護センター	17日(令和 5 年 2 月 22 日職 員調査)	業務委託契約(契約総額556,636 円、契約期間:令和4年4月15 日から令和9年3月31日まで)	不適切事項のうち一者随意契約 の締結については、既に契約して いる本館警備との一括管理や複数 年契約による経費削減効果といっ たメリットに着目し、所属として

計局長通知による契約書作成日如によるものである。 ととしていた。

であることから、財政課長通知 誤った判断をしたことによるもの に基づき競争入札により契約者で、契約書作成日の特例について を決定すべきところ、一者随意は、契約事務に対する担当者の理 契約を締結していた。また、会 解不足と所属のチェック機能の欠

の特例に該当しないにもかかわ 今後は、このようなことがない らず、契約締結日である令和4よう、長期継続契約に係る条例規 年4月20日から遡及して、同月 則等に対する正しい理解を共有 15日から契約の効力が生じるこし、契約締結に当たって事前に関 係課と協議する等所要の手続を行 って適切に対応するとともに、決 裁の過程において、複数の職員に よる確認体制を強化することによ り再発防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。

(9) 産業労働局

个门饭肉、	・ pin は りょ いころ 下地	切事項又は要以善事項	
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
箇 所 名 総務室	監査実施日 令和 5 年 8 月 17 日 (令和 5 年 6 月 29 日職 員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、さがみ	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、経理担当課と事業課の双方において、事業の執行管理が十分に行われなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、進行管理表を経理担当課と事業課間で共有し、複数の職員で確認することで進行管理を徹底するとともに、経理担当
			改めて関係法令を確認するとと

			もに、課内で適切に進行管理を
			行うことにより再発防止に取り
			組み、適正な事務執行に努め
オ. 米. か. オ: 米	人和日午 0日	(子)英[四本元)	る。
	令和5年8月		アヤコキで、- ハー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
振興課	17日(令和5		
			当者が契約書に定める支払期限を
	員調査)	目的とした広告使用権許諾料1	失念したこと、また、経理担当者
			と事業担当者との相互確認不足が
		で定められた期限までに支払を	-
		行っていなかった。	今後は、このようなことがない
			よう、進行管理表による進行管理
			を徹底するとともに、経理担当課
			と当課間でのコミュニケーション
			を密に行うことで再発防止に取り
			組み、適正な事務執行に努める。
中小企業部	令和5年8月	(不適切事項)	
中小企業支	17日(令和5	支出事務において、小型湯沸	不適切事項については、担当者
援課	年7月3日職	器の交換工事代1件、46,310円	が支払手続を失念したこと及び所
	員調査)	について、政府契約の支払遅延	属としてのチェック機能が働いて
		防止等に関する法律に定められ	いなかったことによるものであ
		ている期限までに支払を行って	る。
		いなかった。	今後は、このようなことがない
			よう、担当者に支払期限について
			再周知するとともに、進行管理表
			の活用を徹底し組織で支払手続の
			進捗状況について情報共有を行う
			ことにより再発防止に取り組み、
			適正な事務執行に努める。
中小企業部	令和5年8月	(不適切事項)	
商業流通課	17日(令和5	支出事務において、令和4年	不適切事項については、担当者
	年7月4日職	度第1回大規模小売店舗立地審	が支払手続を失念したこと及び所
	員調査)	議会の個別指導委員報酬3件、	属として進捗状況が共有できてい
		57,000円について、あらかじめ	なかったことによるものである。
		定められた支払期限までに支払	今後は、このようなことがない
		を行っていなかった。	よう、進行管理表を改めるととも
			にスケジュール表による進行管理
			の徹底及び複数の職員による確認
			体制の強化を図ることにより再発
			防止に取り組み、適正な事務執行
			に努める。
出先機関で	 ご認められた不適	切事項又は要改善事項	
監査実施			
箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容

箇 所 名

神奈川県立	令和5年7月	(不適切事項)	
産業技術短	20日 (令和5	契約事務において、進学情報	不適切事項については、担当者
期大学校	年3月24日職	サイトへの情報掲載料ほか2件	が契約済みであると誤認したこと
	員調査)	(契約額計1,210,000円) につい	及び所属として進行管理が共有で
		て、見積書を提出させる前に業	きていなかったことによるもので
		務を開始させていた。	ある。
			今後は、このようなことがない
			よう、管理課と事業課が進行管理
			表により進捗状況を共有して進行
			管理を徹底するとともに、複数の
			職員による確認体制の強化を図る
			ことにより再発防止に取り組み、
			適正な事務執行に努める。

10 県土整備局

出先機関で	「認められた不通	i切事項又は要改善事項	
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県藤	令和5年1月	(不適切事項)	
沢土木事務	31日及び同年	1 契約事務において、境川遊	不適切事項については、次のと
所	9月8日(令	水地公園の施設使用料徴収事	おり措置した。
	和 4 年 12 月	務委託契約について、契約期	1 契約事務については、指定管
	12日から同月	間の開始日が令和4年4月1	理者との年度協定書を締結した
	14日まで職員	日であるため、会計局長通知	後でなければ、本委託契約が締
	調査)	に基づき同月30日までに契約	結できないと誤認したことによ
		すべきところ、同年5月19日	るものである。
		に締結していた。	今後は、このようなことがな
		2 財産管理事務において、事	いよう、年度協定書と委託契約
		務室等に係る行政財産の使用	書の事務手続を並行して進める
		許可2件について、令和4年	ことにより再発防止に取り組
		4月1日までに更新許可をす	み、適正な事務執行に努める。
		べきところ、これを行わず、	2 財産管理事務については、1
		許可がないまま事務室等の使	件については提出された使用許
		用をさせていた。なお、その	可更新申請の処理を失念したこ
		後、同月14日及び同月18日に	と、もう1件は使用許可更新申
		それぞれの日を始期とする許	請が提出されていないことを見
		可を行っていた。	落としたことに加え、所属内で
			更新許可に係る情報共有を行っ
			ていなかったことによるもので
			ある。
			今後は、このようなことがな
			いよう、更新許可事務一覧表に
			より課員で情報を共有し、確認
			体制を徹底することにより再発
			防止に取り組み、適正な事務執
			行に努める。

神奈川県厚|令和5年2月|(不適切事項) 所

木十木事務 15日及び同年 調査)

14日まで職員 ていなかった。これにより、前 ものである。 渡金受領職員公共料金口座の残 今後は、このようなことがない 支払期限より後に支払ってい組み、適正な事務執行に努める。 た。

(要改善事項)

車両法に定められた自動車の検「行うこととした。 査及び定期点検整備(以下「車 検等」という。) の実施に当た り、競争入札に付することな く、車検等の都度、自動車1台 ごとに、国土交通省地方運輸局 長の指定を受けた自動車分解整 備事業者と一者随意契約を行っ ていた。

(以下令和5年10月10日神奈川 県監査委員公表第19号中、第7 監査の結果3(1)ウのとおり)

支出事務において、令和4年 不適切事項については、支払手 9月8日(令 4月分の監視カメラ電気代 続の進行管理を担当者任せとして 和 4 年 12 月|2,676円の支払に当たり、口座振|いたため、決裁が完了していない 12日から同月 替指定日までの支出手続を行っ ことに気付かなかったことによる

> 高不足が生じたため、同月分のよう、複数職員により進行管理を 煤ケ谷器材倉庫電話料2,944円を|行うこと等により再発防止に取り

> 要改善事項については、令和6 厚木土木事務所では、保有等 年度から保有自動車の車検等につ する自動車について、道路運送 いて、競争入札により一括契約を

ター

神奈川県厚|令和5年2月|(不適切事項) 所東部セン 12月15日、同 月16日及び同 月19日職員調 杳)

- 木土木事務 15日 (令和4 1 契約事務において、電子複 写機の複写サービス契約2件|おり措置した。 (単価契約、令和4年4月か 1 契約事務については、契約書 ら同年11月分までの支払額計 627,837円)の締結に当たり、 契約日が令和4年4月5日及 び同月9日であるにもかかわ らず、契約の効力について遡 及条項を設けることなくその 効力を遡及させていた。
 - 2 予算の執行において、設置 工事を含む洗面台及び電気温 の執行に当たり、洗面台及び 電気温水器の購入に要する経 費(計116,248円)については 「(節)備品購入費」とすべ きところ、設置費と併せて全

不適切事項については、次のと

の遡及条項に係る確認が不十分 であり、所属のチェック体制も 機能しなかったことによるもの である。

今後は、このようなことがな いよう、複数の職員により契約 書の内容を確認することにより 再発防止に取り組み、適正な事 務執行に努める。

水器の購入代1件、280,500円 2 予算の執行については、執行 科目の確認が不十分であったこ とによるものであり、令和5年 1月6日に支出科目の更訂を行 った。

今後は、このようなことがな 額を「(節) 需用費」で執行 いよう、複数の職員による執行

	T		
		していた。	科目の確認体制を強化すること
			により再発防止に取り組み、適
			正な事務執行に努める。
神奈川県厚	令和5年2月	(不適切事項)	
		1 収入事務において、都市公	不適切事項については、次のと
	9月8日(令		
水センター	和 4 年 12 月	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	· · ·
7,7	21日及び同月		
	22 日職員調	• " " =	分であったことによるものであ
	査)	2 工事事務において、令和3	る。
		年度河川修繕工事県単(その	今後は、このようなことがな
		131)の変更設計額の積算に当	
		たり、転落防止柵工のコンク	より各分担の作業の進捗状況を
		リート削孔について、歩掛及	共有し、複数の職員による確認
		び積算単価を誤って適用した	体制を強化することにより再発
		ため、変更後の設計額	防止に取り組み、適正な事務執
		(46,222,000円) が11,000円	行に努める。
		過小であった。その結果、変	2 工事事務については、変更設
		更後の契約額(45,551,000	計に係る積算内容の確認が不十
		円)が11,000円過小であっ	分であったことによるものであ
		た。	る。
		3 財産管理事務において、県	今後は、このようなことがな
		立公園における駐車場の料金	いよう、労務単価等の適用基準
		徴収機器等の設置許可10件に	日に誤りがないかどうかについ
		ついて、許可区分を誤って管	て、複数の職員による確認を徹
		理許可としたため、許可を取	底することにより再発防止に取
		消して改めて設置許可をすべ	り組み、適正な事務執行に努め
		きところ時機を逸し、管理許	る。
		可の取消及び設置許可が3月	3 財産管理事務については、担
		を超えて遅延していたうえ、	当者の関係法令に対する理解が
		許可日を遡っていた。	不足していたことに加え、所属
		#1	の進行管理やチェック体制が不
			十分であったことによるもので
			ある。
			今後は、このようなことがな
			いよう、関係法令の理解の向上
			を図るとともに、許可区分が適
			切かどうかを複数の職員による
			確認体制を強化することにより
			再発防止に取り組み、適正な事
1.1. 1-1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	A 4. = 6 . B	(務執行に努める。
	令和5年1月		
	26日及び同年		
事務所	5月24日(令		一者随意契約であった点を見直
	和 4 年 12 月 2		し、令和6年度から長期継続契約
	日及び同月5	継続契約とすることにより競争	に移行し、競争入札を行うことと

_			<u>, </u>
	日職員調査)	入札とすることが可能であった	した。
		にもかかわらず、単年度契約を	
		締結しており、予定価格が50万	
		円を超えないことから、一者随	
		意契約を行っていた。	
		(以下令和5年10月10日神奈川	
		県監査委員公表第19号中、第7	
		監査の結果3(1)エのとおり)	
神冬川県構	令和5年1月		
		1 支出事務において、ドロー	不適切事項については、次のと
	年12月6日及		
	び同月7日職		1 支出事務については、所属と
日がヒング	員調査)	ていなかった。	して進行管理及び確認体制が不
	其明且/	2 財産管理事務において、河	
		,	
		川使用料の収入未済1件、	
		1,000円について、令和元年度	,, , , = , , ,
		に時効により債権が消滅して	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		いたにもかかわらず、不納欠	, , ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		損処分を行っていなかった。	については、例月のチェック表
			に合わせて記載し、複数の職員
			で確認することにより再発防止
			に取り組み、適正な事務執行に
			努める。
			2 財産管理事務については、所
			属として進行管理が不十分であ
			ったことによるものであり、令
			和5年2月14日付けで不納欠損
			処分を行った。
			今後は、このようなことがな
			いよう、複数の職員による適正
			な債権管理を行うことにより再
			発防止に取り組み、適正な事務
			執行に努める。
神奈川県住	令和5年8月	(不適切事項)	
	7日(令和5	1 予算の執行において、神奈	不適切事項については、次のと
所	年5月17日か		
	ら同月19日職		· · ·
	員調査)	7,692,300円) に係る第2回目	として予算の進行管理が不十分
	/ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	の発注について、支出負担行	であったことによるものであ
		為額に不足が生じていたにも	5.
		かかわらず、このことを看過	っ。 今後は、このようなことがな
		たがわりり、このことを有過 し、支出負担行為額を増額す	いよう、予算管理表により複数
		し、文山貝担打為領を増領する前に業務を発注していた。	の職員による確認を徹底するこ
		2 契約事務において、令和4	の職員による確認を徹底するこ とにより再発防止に取り組み、
		年度県営住宅管理システム運用祭業教養教制の(初め額)	
		用等業務委託契約(契約額	2 契約事務については、地方公

56,409,210円)について、随 意契約を行った場合に「地方 公共団体の物品等又は特定役 務の調達手続の特例を定める 政令」第12条及び「神奈川県 の物品等又は特定役務の調達 手続の特例を定める規則」第 12条により必要とされる規則 の相手方に係る公示を同規則 に定める期日までに行ってい なかった。

- 3 財産管理事務において、第 一種電話柱1本及び支線2条 に係る行政財産の使用許可 (使用料2,120円) について、 許可期間の開始日を遡って許 可を行っていた。
- 4 財産管理事務において、鉄 塔敷及び線下敷に係る普通財 産の貸付契約について、貸付 料の算定を誤って契約してい ものがあった。これによ り、貸付料1件、26,100円が 徴収不足であった。また、同 契約について、線下敷として 機能を害さない範囲内でよが 使用してとができる旨の条件 を付していなかった。

共団体の物品等又は特定役務の 調達手続の特例を定める政令の 規定が適用される契約(以下、 「特定調達契約」という。)に おいて随意契約を締結する場合 の根拠規定等の理解が不十分で あったことによるものである。

今後は、このようなことがないよう、組織として特定調達契約事務の理解を深めて共有するとともに、複数の職員による確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

- 3 財産管理事務については、次のとおりである。
 - (1) 第一種電話柱等の使用許可 については、担当者の行政財 産の使用許可に係る事務処理 の認識が誤っていたことに加 え、決裁過程におけるチェッ ク機能も働いていなかったこ とによるものである。

今後は、このようなことが ないよう、所内で行政財産の 使用許可に係る事務処理に対 する正しい理解を共有すると ともに、決裁の過程におい て、根拠資料を添付して複数 の職員による確認を徹底する ことにより再発防止に取り組 み、適正な事務執行に努め る。

(2) 鉄塔敷及び線下敷に係る普通財産の貸付契約については、担当者において財産管理事務の理解が不足していたこと及び所属の確認体制が不足していたことによるものであり、令和5年8月31日に条件を付した変更契約を締結し、貸付料の不足分については、同年10月3日に収入した。

今後は、このようなことが ないよう、所内で財産管理事 務に関する正しい理解を共有

			オスレナリア 海粉の噂早に
			するとともに、複数の職員に
			よる確認を徹底することによ
			り再発防止に取り組み、適正
			な事務執行に努める。
(11) 会計局	1		
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
会計課	令和5年7月	(不適切事項)	
	19日(令和5	1 支出事務において、収入証	不適切事項については、次のと
	年6月8日職	紙の返還に係る還付1件、250	おり措置した。
	員調査)	円について、支払が現金還付	1 支出事務については、進行管
		申請から3月を超えて遅れて	理が不十分であったことによる
		いた。	ものである。
		2 歳計外現金事務において、	今後は、このようなことがな
		職員の給与に係る個人住民税	いよう、管理簿の確認や進捗状
		2件、175,200円について、納	
		付する市町を誤ったため、法	ど、還付申請の処理状況を複数
		定納期限内に納付を行ってい	,
		なかった。その結果、延滞金	とにより再発防止に取り組み、
		2,600円の賦課決定を受けて同	適正な事務執行に努める。
		額を納付していた。	2 歳計外現金事務については、
		領を利力していた。	
			退職した職員の前年の給与所得
			に係る個人住民税を退職手当か
			ら一括徴収し納付する際、課税
			市町に納付すべきところ、一時
			的に居住していた別の市に誤っ
			て納付したことによるものであ
			る。
			今後は、このようなことがな
			いよう、事務処理手順を担当者
			マニュアルに追記するととも
			に、複数の職員が確認する体制
			とすることにより再発防止に取
			り組み、適正な事務執行に努め
			る。
調達課	令和5年7月	(不適切事項)	
	19日(令和5	支出事務において、納入通知	不適切事項については、全所属
	年6月9日職	書ほか帳票類(全庁分)の印刷	に対する帳票類印刷に係る数量調
	員調査)	(557,106円) について、納品前	査において、回答の差替えが頻発
			した際に、1件の再回答を見落と
			し、差替え前の数量で入札・契約
			事務を進めたことによるものであ
		かったため、当初の契約におけ	
		る単価よりも割高な単価により	-
		別に契約を締結することとなっ	,
			再提出版であることを明確に伝え
		/に。 これいにより、 ヨ彻伏足した	竹炉山瓜しめることを明帷に伝え

	契約単価に基づき印刷した場合	るよう各局経理グループに対して
	に比べて89,870円の追加費用が	周知するとともに、一連の事務処
	発生していた。	理について、担当や上席を含めた
		複数の職員が確認する体制を徹底
		することにより再発防止に取り組
		み、適正な事務執行に努める。

(12) 企業庁

平 厅機関(「認められた不通	が切事項又は要改善事項	
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
財務部会計課	令和5年7月 20日(令和5 年5月19日職 員調査)	契約事務において、令和4年 度給水装置工事サポートシステ ム運用業務委託契約(契約額 27,500,000円)について、平成 20年3月28日付け会計局総務課 長通知に反し、予定価格が100万 円を超える随意契約であったに	で所属としての確認が不十分であったことによるものであり、契約 結果は令和5年5月23日に公表し
財務部財産管理課		企業局財務部財産管理課において、普通資産として管理する 2か所の土地における草刈り等	か所の土地における草刈り等の業務の発注を見直し、令和6年度からそれぞれ年1回の一括発注とすることとした。
水道部浄水課	令和5年7月 20日(令和5 年5月16日職 員調査)	(不適切事項) 事務事業の執行において、企 浄第806号水道施設台帳整備調査 等業務委託契約(契約額 144,490,500円)について、神奈 川県設計業務委託等成績評定要 領に基づき、受注者に対して遅 滞なく評定点を通知すべきとこ	今後は、このようなことがない よう、必要な事務手続についてチ

いた。また、設計業務委託等成 有を行うこととし、複数職員によ きところ、これを行っていなかに努める。 った。

績評定結果の公表に関する実施 る確認を徹底することにより再発 要領に基づき評定点を公表すべ防止に取り組み、適正な事務執行

出先機関で認められた不適切事項又は要改善事項				
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容	
神奈川県企	令和5年9月	(不適切事項)		
業庁鎌倉水	11日(令和5	契約事務において、雑排水槽	不適切事項については、担当者	
道営業所	年3月17日職	等の清掃により生じた産業廃棄	の神奈川県公営企業財務規程運用	
	員調査)	物(汚泥)の収集運搬業務委託	通知に対する理解が不足していた	
		契約(支出額計44,000円)及び	ことに加え、決裁過程におけるチ	
		処分業務委託契約(支出額計	ェック機能が働いていなかったこ	
		46,035円) の締結に当たり、神	とによるものである。	
		奈川県公営企業財務規程運用通	今後は、このようなことがない	
		知に定める見積書を徴すること	よう、所属として同運用通知等に	
		を省略できる要件に該当しない	対する正しい理解を共有するとと	
		にもかかわらず、見積書を徴す	もに、契約事務の執行に当たって	
		ることなく契約を行っていた。	は手続の根拠となる資料を添付	
			し、決裁過程において、複数の職	
			員による確認体制を強化すること	
			により再発防止に取り組み、適正	
			な事務執行に努める。	
神奈川県企	令和5年8月	(不適切事項)		
		1 支出事務において、道路占		
道営業所	年2月13日及			
	び同月14日職			
	員調査)	て、納付期限までに支払を行	の工事に係る納入通知書につい	
		っていなかった。	ての進行管理が不十分であった	
		2 財産管理事務において、電	-	
		柱の設置のための行政資産の	今後は、このようなことがな	
		使用許可について、神奈川県	いよう、工事の進行管理表に納	
		公営企業固定資産管理規程の	入通知書の項目を追加し、管理	
		一部改正に伴う使用料の改定	職を含めた複数の職員による確	
		に係る変更許可を行っていな	認を行うことにより再発防止に	
		かったものが4件あった。そ	取り組み、適正な事務執行に努	
		の結果、使用料 2 件、4,150円	める。	
		を過大に徴収しており、2	2 財産管理事務については、箱	
		件、1,860円が徴収不足であっ	根地区水道事業包括委託(第2	
		た。	期)受注者の神奈川県公営企業	
			固定資産管理規程に関する認識	
			誤り及び所属のチェック機能が	
			働いていなかったことによるも	
			のであり、過大徴収分について	
			は、令和5年4月6日に還付	

業庁谷ケ原		契約事務において、落合浄水	1,000
神玄川県企	会和5年5月	(不適切事項)	V9 V0
			 不適切事項については - 積 算基
浄水場			準書の改定による積算方法の変更
117,14,000			について、積算者及び検算者の確
	員調査)	32,780,000円) の設計額の積算	
	<i>y</i> (17 4—27		今後は、このようなことがない
		上額を誤って積算していたた	よう、複数職員のチェック体制、
		め、設計額(計33,627,000円)	積算基準書の改正内容の周知を強
		が220,000円過大であった。	化徹底することにより再発防止に
			取り組み、適正な事務執行に努め
			る。